

# FMCだより

6  
2011

6月はCOOL BIZ（クールビズ）を始める時期ですが、貴社では取り入れていらっしゃいますか。

今年は特に電力の節減に取り組んでいきたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号  
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



## 個人住民税の納付

個人住民税は、文字通り、個人が負担する税金です。この個人住民税には、個人がその年の前年の所得金額に応じて負担する税（所得割）や、所得の有無に限らず一律に負担する税（均等割）があります。そのほか、預金利息などの利子所得に対する利子割額や配当に対する配当割額、源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得に対する税（株式等譲渡所得割額）もあります。

所得割と均等割は、新しい年度の納付が6月からスタートします。そこで、今回は所得割と均等割について、お届けしたいと思います。

### 個人住民税の所得割と均等割

#### 1. 所得割

所得割の計算式は、次の通りです。

$$(\text{前年の総所得金額等} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

所得割を計算する場合の総所得金額等は所得税と同じですが、所得控除額は所得税と異なり、所得税よりも少額です。たとえば、誰でも控除できる「基礎控除」は、所得税では38万円ですが、個人住民税では33万円です。

また、所得税との違いとして、所得税は、所得が増えるほど税の負担が重くなる「超過累進税率」を採用していますが、個人住民税は、一律の税率（10%）を採用しています。10%の内訳は、都道府県に対する税（都道府県民税）が4%、市区町村に対する税（市町村民税）が6%です。

#### 2. 均等割

所得税は、所得がなければ税の負担はありませんが、個人住民税は、所得の有無に限らず一律に負担する“均等割”があります。均等割額は、都道府県民税1,000円、市町村民税3,000円が基本です。

### 納付のしかた

所得割と均等割は、原則として、その年1月1日現在住んでいる自治体に納めます。自治体とは、都道府県と市区町村の両方になりますが、実際は、市区町村が一括管理しており、都道府県民税と市町村民税を合わせて納付します。

納付方法は、通常、サラリーマンであれば、所得割と均等割の合計額（年税額）を12で割った分を6月から翌年5月までの毎月の給料から天引きされます（特別徴収）。また、65歳以上の公的年金受給者であれば、一部の市区町村を除き、公的年金から特別徴収されます。これら以外の方は、自治体から送付される納税通知書をもとに、年4回納付します（普通徴収）。年4回の納付期限は各自治体により異なりますが、ほとんどの地域において6月、8月、10月、翌年1月の各末日を納付期限と定めています。この場合の納付方法は、納税通知書に付属した納付書により金融機関などで納める方法と、口座振替により納める方法があります。

サラリーマンが、途中で退職した場合には、残りの特別徴収分を一括で最後の給料から天引きするか、普通徴収で支払うかを選択できます。残りの特別徴収分が多く、給料から天引きしてマイナスになってしまう場合には、普通徴収で支払うことを選択したほうがよいでしょう。

なお、天災などにより損害を被った場合に、個人住民税の負担が軽くなる制度（減免制度）が存在している自治体があります。東日本大震災により被災された方は、減免制度の対象となるかならないかを各自治体で確認されるとよいでしょう。

## つなぎ法案を上手に活用

平成23年1月25日に国会へ提出された「所得税法等の一部を改正する法律案（税制改正案）」が22年度内に成立しなかった代わりに、いわゆる「つなぎ法案」が成立しています。今回はこの「つなぎ法案」について、お届けしたいと思います。

### 「つなぎ法案」で延長措置がなされた租税特別措置

この法案は、本来、平成23年3月31日に適用期限を迎える租税特別措置に関して、**平成23年6月30日まで**3ヶ月間延長するための措置です。今回延長措置した租税特別措置のうち、主なものを次に列挙いたしました。

- (1) 中小企業者等の法人税率の特例 [措法42の3の2、68の8]
- (2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（控除上限額等の特例） [措法42の4の2、68の9の2]
- (3) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 [措法10の2の2、42の5、68の10]
- (4) 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 [措法10の4、42の7、68の12]
- (5) 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 [措法65の7～65の9、68の78～68の80]
- (6) 地震防災対策用資産の特別償却 [措法11の2、44、68の19]
- (7) 事業革新設備等の特別償却 [措法11の3、44の3、68の21]
- (8) 医療用機器等の特別償却 [措法12の2、12の3、45の2、68の29]
- (9) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 [措法13、46の2、68の31]
- (10) 事業所内託児施設等の割増償却 [措法46の4、68の33]
- (11) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却 [措法14、47、68の34]
- (12) 倉庫用建物等の割増償却 [措法15、48、68の36]
- (13) 中小企業等の貸倒引当金の特例 [措法57の10、68の59]
- (14) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 [措法68の4]
- (15) 住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記の税率の軽減 [措法72の2、73]
- (16) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減 [措法74]
- (17) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例 [措法91]

### 活用する場合の注意点

“6月30日”という日付が取得日あるいは事業供用日ベースか事業年度ベースかは、規定ごとに異なりますので、注意しなければなりません。たとえば、上記(1)は、「～(日付)～までの間に**終了する**各事業年度」と規定していますが、上記(2)は「～(日付)～までの間に**開始する**各事業年度」と規定しています。そのため、平成24年3月期の会社の場合、上記(1)の適用を受けることはできませんが、上記(2)は適用することが可能です。また、上記(3)は、取得日ベースの規定のため、6月30日までに取得等してその取得等の日から1年以内に事業の用に供すれば、即時償却が適用できます。このように延長したとしても、適用できる／できない、が分かれます。適用できるかどうかは、個別の規定を調べて判断することになります。

今回のつなぎ法案では、本来の税制改正案で縮小・廃止されるはずのものも自動延長しています。あてはまるものがないか確認をして、上手に活用しましょう。

参考：財務省HP「租税特別措置の課税関係について」[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/soto230331e.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/soto230331e.htm)



## 労務情報

# 年金を受給しながら勤務する 従業員の社会保険の特例措置

平成18年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業に原則として65歳までの継続雇用が求められるようになりました。多くの企業では、60歳となり定年に達した者をいったん退職とし、労働条件の見直しを行った上で再雇用をする措置を導入しています。このように労働条件の見直しを行った場合には社会保険の特例を利用できることがありますので、以下ではそれを説明しましょう。

そもそも、社会保険料は被保険者（従業員）の収入により、健康保険であれば47、厚生年金保険であれば30の等級に分類され、企業および被保険者が負担すべき保険料等を決定します。この等級の見直しは、7月に定期的な見直し（定時決定）を行うほか、給料の額に大幅な変動があり、一定の要件に該当した場合には変動があった月から4ヶ月後に改定（随時改定）を行います。

## 1. 定年後に年金を受給しながら勤務する従業員の場合

給料が引き下げられた場合には、通常4ヶ月後に社会保険料の引き下げが行われますが、定年に達した従業員が期間を空けず再雇用される場合には、事業主との使用関係が一旦中断したものとみなされ、再雇用された日付で「被保険者資格喪失届」および「被保険者資格取得届」を同時に提出することで、再雇用された月から、再雇用後の給料に応じた等級に変更（同日得喪）できます。なお、対象は、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある従業員となっています。

[通常において給料の額に大幅な変動があったとき（随時改定）]

	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
給料	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円
社会保険料 (標準報酬月額)	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円

この場合、給料は4月から減額になりますが、社会保険料は7月分から変更になります。

[年金を受給しながら引き続き勤務し、その際、給料の額が大幅に変わったとき（同日得喪）]

	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
給料	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円
社会保険料 (標準報酬月額)	30万円	20万円	20万円	20万円	20万円

この場合、給料が減額される4月から、社会保険料も変更になります。

## 2. 定年以外の事由により退職となり、年金を受給しながら勤務する場合

平成22年9月1日より、定年以外の事由により退職となり、引き続き雇用された場合についても、いったん雇用関係が中断したものとし、上記1.の同日得喪と同じ手続きができることとなりました。具体的には、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①定年制の定めのある企業において、定年退職以外の理由で退職後、継続再雇用された場合
- ②定年制の定めのない企業において、退職後、継続再雇用された場合

なお、この場合、退職したことを証明できる書類および再雇用時の雇用契約書等を添付する必要があります。

給料が引き下げとなる中で、従前の社会保険料を支払うことは従業員にとって大きな負担となりますので、このような特例を上手く利用したいものです。



## 経営情報

# 事業を継続するために ～BCPへの取組～



## 事業の継続は社会的責任

東日本大震災によって、東北から関東地方にかけて大きな痛手を負いました。国内外からの支援もあり、復興に向けた動きが進んでいますが、一日も早い復興が待たれます。

今回の震災では、被災企業の操業停止などが、国内だけでなく海外での様々な生産活動にも影響を及ぼしています。事業が継続できなくなることの影響の大きさはもちろん、事業を継続していくことの重要性も感じます。企業にとって事業を継続していくことは、まさに社会的責任といってもよいでしょう。

貴社では、自然災害などにより事業継続が困難な状態に陥った際、どのように復旧し事業を継続していくか、決めていらっしゃるでしょうか。

## 中小企業BCP策定運用指針

事業の継続計画を立案する際に、参考になるべき情報が中小企業庁のサイトで公開されています。それが、「**中小企業BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画) 策定運用指針**」です(※)。

BCPは危機管理手法のひとつであり、具体的には、自社の事業継続のための基本方針、運用体制、復旧目標、財務診断と事前対策計画、緊急時の対応などをまとめたものになります。

中小企業庁は、中小企業の防災対策として、自然災害などによる事業の中断や被害を最小限に留めるためのBCP策定ノウハウを公開しています。このサイト上のメニューを使うことで、自社のBCPを策定することができます。

今回の震災により、BCPの必要性を感じている企業は増加していると思われます。また、BCPを策定していることが、顧客や取引先にとっても自社への信用を高めることにもつながるでしょう。

BCPを策定していない企業は、ぜひ中小企業庁の指針などを参考に策定してみたいでしょうか。すでにBCPを策定している企業も、上記指針と自社の計画を比較し、不足している点などがあれば、補足されてはいかがでしょうか。

## BCP関連融資制度情報

BCPを策定し、計画を進める中小企業向けに融資制度が設けられています。中小企業庁の平成22年度中小企業施策利用ガイドブックよりBCP関連融資の概要を紹介します。

### 防災施設整備融資制度 (BCP融資)

中小企業BCP策定運用指針に則りBCPを策定している中小企業が、計画に基づいて施設整備を行う際に必要な資金の融資が受けられる制度です。

- 貸付限度額 : 7億2千万円
- 貸付利率 : 基準利率 (ただし、2億7千万円を限度として特別利率)
- 貸付期間 : 15年以内 (うち据置期間2年以内)
- 取扱金融機関 : 日本政策金融公庫 (TEL : 0120-868121)  
沖縄振興開発金融公庫 (TEL : 098-941-1795)

中小企業庁によると、この制度は23年度も実施されるとのことです。23年度の詳細につきましては、上記金融機関にお問い合わせください。

(※) 詳細は、以下の中小企業庁のサイトをご覧ください。

中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針 <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>



## 医業情報

# 職員さんが働き続けたいと思う職場の要件は

新しい人を採用して一人前に育てるには、ある程度の時間と費用が必要です。ですから、職員さんが自院で長く働いてくれることは、医院経営においては大切な要素となります。

ここでは3月31日に発表された厚生労働省の調査（※）から、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）として就業している方が、現在働いている施設で看護職員として働き続けたい理由を紹介します。

### 通勤に便利で人間関係がよいことが重要

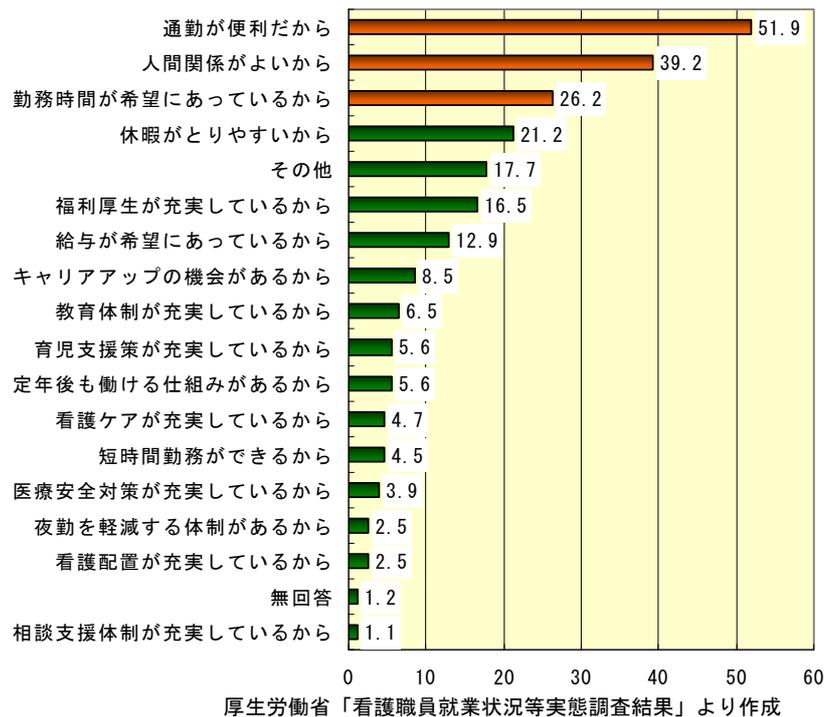
現在の施設で看護職員として働き続けたい理由で最も多かったのは、「通勤に便利だから」でした。次いで「人間関係がよいから」、「勤務時間が希望にあっているから」の順になっています。この3つを回答者全体の1/4以上の方が理由としてあげています。

職場が自宅や駅などから近いといった、通勤のしやすさは働き続ける上で重要な要素です。また、働ける時間に制約のある方にとっては、希望通りの時間で働けることも仕事を続ける重要な要素といえます。

その他、働く人にとって仕事での最大のストレスは「職場の人間関係」だ、という調査結果があるように、「人間関係がよい」ことも仕事を続ける上で重要な要素となっています。

この結果をみる限り、仕事を続ける上では「お金」よりも「働きやすさ」を重要視している職員さんが多いことがわかります。

現在の施設で看護職員として働き続けたい理由（主な理由3つまで）  
（単位：％、回答数：11,129）



職員さんの定着に悩んでいる方は、こうしたデータも参考にされてはいかがでしょうか。

（※）厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」

保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者を対象に、平成22年8月から平成23年1月にかけて実施された調査。各都道府県を通じて、看護師等学校養成所の卒業生に対して質問紙調査を実施。20歳代から50歳代までを同数抽出。調査対象数39,134人、有効回答数 20,388人、うち、看護職員として就業している人は17,384人となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017cjh.html>

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、来月は社会保険の算定基礎届がありますので、早めに準備しておきましょう。

2011年6月

## お仕事備忘録



- 1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)
- 2. 個人住民税の納期の特例
- 3. 夏期賞与の支給
- 4. 障害者、高年齢者雇用状況の確認
- 5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」作成準備
- 6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備
- 7. 梅雨どきの対策

### 1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

### 2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすれば納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、1回に納める金額は大きくなるので、資金が不足しないように計画を立てておきましょう。

### 3. 夏期賞与の支給

賞与を支給した場合にも社会保険料を徴収し納付する義務があり、支給日より5日以内に所轄の年金事務所に健康保険・厚生年金保険賞与等支払届を届け出ることになっています。

### 4. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者および高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)の提出期限は7月15日となっていますが、管轄のハローワークによっては6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

### 5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」作成準備

健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月1日から7月11日までとなっています。6月給与確定後、報告の必要な人の選定、報酬額の計算、届出書の準備など提出期限に備えましょう。

6月に健康保険組合・年金事務所による説明会が開催されるので事務処理・提出予定日等を確認するために参加するとよいでしょう。

### 6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストを各部門から提出してもらい、重複個所がないかなどのチェックの後、デパートなどで贈答品を選び、発注しておきましょう。

贈答の品は持参するのが正式ですが、デパートから配送する場合も増えています。この場合は、別便で手紙を送りましょう。

日本郵便のWebサイト上で暑中見舞い用の郵便葉書(かもめ〜)による手紙を作成することも可能ですが、いずれにしろ挨拶文の印刷は早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。

### 7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として以下の点に気を配りましょう。

- ◆ 浸水などの災害対策の確認
- ◆ 湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆ 郵便物や輸送物の水漏れ対策
- ◆ 降雨による自動車事故の防止
- ◆ 食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良個所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更、社会保険の算定基礎届の準備等のほか、お中元や暑中見舞い葉書の準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	先負	●労働保険の年度更新（～7月11日）
2	木	大安	
3	金	赤口	
4	土	先勝	
5	日	友引	
6	月	先負	芒種
7	火	仏滅	
8	水	大安	
9	木	赤口	
10	金	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	友引	
12	日	先負	
13	月	仏滅	
14	火	大安	
15	水	赤口	
16	木	先勝	
17	金	友引	
18	土	先負	
19	日	仏滅	
20	月	大安	
21	火	赤口	
22	水	先勝	夏至
23	木	友引	
24	金	先負	
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）